

承継申請に係る添付書類（事前認可を活用した場合）（令和4年5月1日現在）

○添付書類（事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割の場合）*1）

- 1 認可申請書の写し
- 2 認可通知書の写し
- 3 商業登記事項証明書写し（営業譲渡者、営業譲受者）*2
- 4 京都府税の納税証明書原本（営業譲渡者、営業譲受者）
- 5 消費税・地方消費税の納税証明書（書式その3）の写し（営業譲渡者、営業譲受者）
- 6 営業所一覧表（営業譲受者）

※ 事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）については、申請者にそれぞれの形態・規模・目的等があるため、個別に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ その他フロー図などの参考資料があれば1部提出してください。
（特に業種の移転状況が良く分かるように記載されたもの。）

*1 個人が親族等の後継者に事業譲渡する場合（いわゆる代替わり）、個人が設立した法人で引き続き事業を営む場合（いわゆる法人成り）を含む。

*2 業態が「個人」の場合は不要。

○添付書類（相続の場合）

- 1 認可申請書の写し
- 2 認可通知書の写し
- 3 京都府税の納税証明書原本（被相続人、相続人）
- 4 消費税・地方消費税の納税証明書の写し（相続人）
- 5 営業所一覧表（相続人）

※ 相続後の経営事項審査結果通知書を受けている場合、併せて提出してください。